

2010年10月28日

内閣府特命担当大臣（防災）松本 龍 様
内閣府副大臣（防災担当） 東 祥三 様

奄美地方豪雨災害に関する申し入れ

民主党奄美豪雨災害対策本部
本部長 岡田 克也
事務局長 打越あかし

過日、鹿児島県奄美地方において発生した豪雨災害について、民主党では21日午前、「奄美豪雨災害対策本部」を設置し、関係者が現地調査を行うことなどを通じて、被害状況の把握に努めてきたところであるが、政府におかれでは、下記の点について対策に万全を期すよう要請する。

1. 現在、奄美地方に接近中の台風14号に対する応急体制を整備し住民の安全確保を図ると共に、これ以上の被害拡大、二次災害の発生防止のため万全の措置をとること。
2. 公共施設をはじめとする現地の被災状況について早急に全容の把握に努め、その復旧に向け可能な限り迅速な対応を行うこと。
3. 被災者生活再建支援法の適用をはじめ、あらゆる手段を通じて被災者の生活再建のための措置を講じること。
4. 激甚災害法にもとづく激甚指定を早期に行うこと。

なお本申し入れについては、現時点における被害状況の把握にもとづいたものであり、今後も追加的に被害全体の把握に努め、政府においては総合的な対策を行うよう要請する。

以上